

令和 7 年第10回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和 7 年10月20日
曾於市農業委員會

第10回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和7年10月20日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

| | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|-------|
| 1番 | ○○○○○ | 2番 | ○○○○○ | 3番 | ○○○○○ |
| 4番 | ○○○○○ | 5番 | ○○○○○ | 6番 | ○○○○○ |
| 7番 | ○○○○○ | 8番 | ○○○○○ | 9番 | ○○○○○ |
| 10番 | ○○○○○ | 11番 | ○○○○○ | 12番 | ○○○○○ |
| 13番 | ○○○○○ | 14番 | ○○○○○ | 15番 | ○○○○○ |
| 16番 | ○○○○○ | 17番 | ○○○○○ | 18番 | ○○○○○ |
| 19番 | ○○○○○ | 推進委員 | ○○○○○ | 推進委員 | ○○○○○ |

4 欠席委員

5 議事録署名委員 2番 ○○○○○、3番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

| | | | | |
|-----|------|-------|-----|-------|
| 事務局 | 局長 | ○○○○○ | 次長 | ○○○○○ |
| | 農地係長 | ○○○○○ | 農地係 | ○○○○○ |
| | 農地係 | ○○○○○ | 農地係 | ○○○○○ |

7 閉会年月日 令和7年10月20日（月） 午前11時00分

令和7年第10回曾於市農業委員会総会日程

令和7年10月20日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第77号 農地法第3条 貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について
- 議案第78号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第79号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
- 議案第80号 農地法第4条による許可申請について
- 議案第81号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第82号 非農地証明願について
- 議案第83号 農地の用途変更届（200m²未満）について
- 議案第84号 農用地等のあっせんについて
- 議案第85号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（令和7年12月31日始期分）

(2) 報告

- 報告第10号 合意解約等の報告

4 その他

令和7年第10回曾於市農業委員会総会

令和7年10月20日（月） 午前9時00分

○事務局（○○○○○局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。9月、10月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和7年第10回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。2番○○○○○委員、3番○○○○○委員を指名いたします。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第77号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○5番委員（○○○○○）

財部7号について、10月13日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。6月の農地パトロールのときは、1筆B判定がありましたが、今は草払いがされ、きれいな更地となっており、ユズを作付けされる予定とのことで、問題はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、借入れされる農地には、ユズが作付けされており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第77号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第78号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○13番委員（○○○○○）

大隅93号については、9月保留分です。申請地の現状は雑草と木が生えている状況です。これを農地にするというところまで整地してもらわないと許可はできませんよという話をしていましたが、先月、間に合いませんでしたので保留となつたものです。また、今回も行ってみたら、全然手付かずでしたので、本人に2、3回電話をさせてもらいました。その上で、来月の10日までには済ませるということで、もう1回保留にしてもらえないかということでしたので、次が最後ですよと強く言っております。本人もその覚悟があると思いますので、今回もう1回保留とさせていただきますようお願いします。以上で報告を終わります。

○1番委員（○○○○○）

末吉95号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、他人ですが、この農地は受人が耕作しており、隣の畠も受人が耕作しています。この農地は入り口がなくて、隣からでないと入れないと状況です。そして、渡人は、神奈川県在住で農地を処分したいということで、今、耕作している受人に贈与という運びになりました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ケール、ブロッコリー、芋を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○8番委員（○○○○○）

末吉96号及び末吉97号について、10月18日に現地調査を行いましたが、受人が同一人で、圃場も隣接していますので、まとめて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人は88歳と高齢ですが、息子さんが近々帰ってきて営農を継がれるということで問題ないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○9番委員 (○○○○○)

末吉98号について、10月14日に私と○○○○○推進委員で現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、従姉弟です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、さつまいもを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○10番委員 (○○○○○)

末吉99号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉100号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉101号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉102号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜と飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉103号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉104号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉105号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、従兄妹です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜と稲を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○15番委員 (○○○○○)

末吉106号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。受人の○○○○○さんは、3か所の末吉光神線沿いの農地を今回購入されるということなんですけれども、1枚は問題ないんですけど、ちょっと皆さんにご相談があるんですけど、2枚、畑がちょっとどうかなというのがありまして、○○○○○さんという方は、ほかに借りている田んぼがあって、そこが耕作されていないということで、それがちょっと問題だったんですけど、それについては、解約を今進めております。今回、新たな問題としましては、1枚は、見た目上は、畑地として、畑なんですけど牧草を植えられて、それを刈った状態なんですけど、その半分を購入されるということで、残りが登記上は原野になっています。もう一つは、それもやっぱり登記上は山林の中に農地が食い込むような形になってまして、見た目上は畑なんですけれども、そこに登記上違う地目が入ってるということで、○○○○○さんは、ほかの農業委員会を通さずに借りている畑でいろいろちょっと問題も

今残っている方なんですかと、原野になっている所をどなたが耕作されているのか、今後どなたが耕作するのかということが気になって、ちょっと先日、○○○○○さんと話を聞きに行ったら、はつきりしたことをおっしゃらない訳なんです。畠地と農地と登記上になっている所を山林の方は誰が耕すんですか、誰が所有されているんですかと、それについてもはつきりと答えられないんですね。なぜ、農業委員会にそういうことを言わなくちゃいけないのかみたいな感じでいろいろ暴言を吐かれたんですけども。持ち主の方の住所が分かったので、その方に聞きに行きましたら、一応、○○○○○さんが買うことになりますというお話をだけだったんですね。ですので、全部効率利用要件、農作業常時従事要件として問題ないんですけども、現在、地域との調和要件について、ちょっとトラブルも抱えている方なので、今後もこの辺がはつきりしないと、この案件については、了解して良いものなのかどうかということで、ちょっと皆さんにご相談したいなというふうに思っています。次に、末吉107号について、10月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は他人ですけど、ずっと受人が渡人の農地を耕作しておりまして、牧草を作っていました。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉108号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。この方は、新規就農ということでございますけど、農業機械は友人からの借入れ、出荷先は野菜、芋を作られるということで、自家消費それから友人、近所に配るということで、芋については、販売先を今、検討中ということでございます。資材等購入先は農協、ホームセンターで購入されるということを伺いしています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、野菜、芋を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

末吉109号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんと現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○11番委員 (○○○○○)

大隅110号について、10月18日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

大隅111号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人が80歳を越えていますが、本人は、営農に対する意欲もあり、元気で問題はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅112号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。申請地の地区は、圃場整備の計画がありますが、その区域内にある今回申請の水田2枚については、渡人が愛知県におり、耕作放棄地になっています。本来ならば圃場整備等が済み、耕作できるようにして売買をするべきですが、内容を聞いてみると、所有者の○○○○○さんは体調を崩しており、相続が発生した場合も複雑な事情があるということでした。今まで○○○○○さんは、圃場整備について同意をしていませんでしたが、整備地区の組合長である○○○○○さんが購入することで同意をもらい、この地区の圃場を整備することで、耕作放棄地もなくなるものです。受人は、今回申請地を取得できれば、来年の植付け前には、耕作できるようにする考えであります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地に

は、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

大隅113号について、10月11日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。今回、譲り受ける土地については、○○○○○と賃貸借権の設定がされておりましたが、合意解約申出書も同時に提出されております。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷、白菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

財部114号及び財部115号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたが、受人が同一人ですので、まとめて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。新規就農ではありますが、今まで父親の手伝いをしておりました。農業機械は父親からトラクター、ホイールローダーを借用します。資材等購入先は農協とホームセンター等です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

財部116号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、自家消費用の野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、財部117号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。新規就農ではありますが、農業機械は耕うん機を1台所有していますが、耕うんについては、農業公社に委託予定です。また、刈取り等や出荷はJAに委託し、資材等購入先もJAとのことです。通作距離は、自宅から申請地まで車で6分、約6km程度で、営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、末吉106号について協議会に入ります。

(協議会：午前9時30分)

(再開：午前9時45分)

○議長 (○○○○○会長)

会議を再開します。末吉106号は、保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

財部114及び115について伺います。作付けは飼料と報告されましたが、この方は牛を持っているのか、また、販売先はどこになるのか分かったら教えてください。

○14番委員 (○○○○○)

牛を10頭飼育されています。販売先は農協の牛市場に出すということです。

○5番委員 (○○○○○)

飼料は自家用ということですね。牛を自分でもう飼っているということですね。親が飼っているんですか。

○14番委員 (○○○○○)

親と一緒にしているということで、名義を今、直し方です。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

○18番委員 (○○○○○)

3条が23件も上がってきてるけど、今月相当多いんですけど、何かあったんですか。

○事務局 (○○○○○係長)

我々もちょっと驚いたんですけど、やはり基盤法が使えなくなつたというのが1点、農地売買等事業の要件では、有償、農用地区域内の農地及び受人が認定農家等の扱い手でないといけないということになりますので、ほとんどの方が該当しなかつたり、期間が9か月程度かかりますので、そこまで待てないという方が増えてきてますので、今後、更にまた3条は増えていくと思われます。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第78号農地法第3条所有権移転による許可申請については、大隅93号及び末吉106号を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、大隅93号及び末吉106号を除いて、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第79号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員 (○○○○○)

末吉18号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野坂之上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が道を挟んで山林、北が宅地です。目的実現の確実性は、既にヤギ小屋、ロール置場、堆肥置場を整備しており、今後新たに牛舎1棟を設置する具体的な計画があります。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、牛舎、ヤギ小屋、ロール置場、堆肥置場を設置する面積2,304m²は、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、し尿は溜柵を設置し、所有する畑に還元するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既にヤギ小屋、ロール置場、堆肥置場を整備しており、今回新たに牛舎1棟を整備することから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉19号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、富田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が牧場と畑、南が宅地と牧場、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、牛舎、農業用倉庫を設置する面積174m²は、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水はオガクズ処理後、堆肥化するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既に牛舎、農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉20号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、新武田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、農業用倉庫を設置する面積2,714m²のうち135m²は、同種施設の規模

状況からみて適當と思われます。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題はありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、既に農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第79号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第80号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

末吉14号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、橋野坂之上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が道を挟んで畑、西が山林、南が道を挟んで山林、北が宅地です。目的実現の確実性は、一部は転用済みであり、また、残高証明書が添付されており、確実と思われます。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、牛舎、ヤギ小屋、ロール置場、堆肥置場を設置する面積が全体で2,304m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水は溜柵を設置し、適宜、汲み取りを行い、自作地へ還元するもので適當と思われます。被害防除については、現状のまま利用し、建物の高さを4m程度にし、周辺に影響がないようにします。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、ヤギ小屋、ロール置場、堆肥置場は既に整備済みであり、今後、牛舎を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉15号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、高岡下自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と畑、南が宅地と畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、ロール置場を整備する具体的な計画があり確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、ロール置場を整備する面積が全体で833m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等は、集水柵を経由して雨水を水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、現状のままで利用し、周囲の農地への支障が生じないことに加え、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、ロール置場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅16号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東桜ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地と道路、北が畑と宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、農機具庫、倉庫、通路、駐車場を整備する面積が全体で166m²であり、同種施設の規模状況からみて適當と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、既存のブロックを活用します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題ありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、農機具庫、倉庫、通路、駐車場を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする

意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第80号農地法第4条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで10分間暫時休憩いたします。

(休憩：午前10時00分)

(再開：午前10時10分)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開いたします。ここで事務局から説明があります。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

先ほど保留となりました末吉106号についてですが、行政書士の方に今、問合せをしてみました。山林、原野についても、所有権移転の手続きについて、依頼は受けているということで確認したところです。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員、今の説明でよろしいですか。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

はい。そうなったときに、じゃあもう通すっていうことですか、今回は。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

この方は、これまでトラブル等があったという話がありましたが、ヤミ小作の農地についても農地の持ち主と問題があったと聞いております。ただ、この案件の審議においては、今回申請のあつた農地について、所有権の取得を認めるか、認めないかということありますので、ヤミ小作とは切り離して考えるべきかと思います。また、地域との調和要件に問題があるということでしたが、地域との調和要件の判断基準については、農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用が分断されたり、水利用を含め、化学肥料、農薬の使用あるいは有機栽培の違いにより、営農に支障が生じるような場合が該当するものです。今回の場合は、許可要件は満たしており、必要以上に制限することは適切ではないと考えられますので、そこを踏まえた上で判断していただきたいと思います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第78号農地法第3条所有権移転の末吉106号について、先ほど保留としたところでしたが、事務局の判断としては、許可要件は満たしているということですので、ここで、再度協議会に入ります。

(協議会：午前10時10分)

(再開：午前10時20分)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

会議を再開します。議案第78号農地法第3条所有権移転による許可申請について、末吉106号は、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可することに決定いたしました。これにより、議案第78号農地法第3条所有権移転による許可申請については、大隅93号を除いて、原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第81号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○11番委員 (○○○○○)

財部35号については、9月保留分ですので、総合意見のみ報告いたします。北側隣地の居住者に連絡し、承諾を得るようにお願いしていましたが、先月の総会終了後に事務局に連絡がありまして、承諾を得ましたということでした。申請地は第2種農地の500m以内農地に該当し、事務所、駐車場、旋回場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

末吉36号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、富田自治会内の農地です。周囲の状況について、7705番14は、東が道を挟んで宅地、西が畑、南が山林、北が宅地です。7705番15は、東が宅地と畑、西が牧場、南が宅地と畑、北が畑です。7708番5は、東が道を挟んで畑、西が牧場と畑、南が宅地と牧場、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は、農用地区域内農地と第1種農地に該当します。計画面積として、牛舎、農業用倉庫を整備する面積が全体で1,208m²であり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水はオガクズ処理後、堆肥化するもので適當と思われます。被害防除については、法面保護を行い、緩衝地も設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地と第1種農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途と農業用施設等に該当し、既に牛舎、農業用倉庫を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

大隅37号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、東桜ヶ丘自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道を挟んで畑、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、通路を整備する面積が全体で55m²であり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、ブロック塀を設置します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第2種農地のその他の農地に該当し、通路を整備しており、農地への復元も困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

財部38号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、水ノ久保自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており、確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、駐車場を整備する面積が全体で54m²であり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等については、雨水は砂利を敷設し、浸透枠を設置するもので適當と思われます。被害防除については、ブロックを設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である隣接地一体事業に該当し、駐車場を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

財部35号について、お願いをしたいと思います。補足説明資料の60ページを見ると、北側が県道で西側に農道があります。農道の方にも出入口があるようですが、農道から駐車場の方に大型車を入れば、舗装も農道で弱いですから傷みやすいですので、なるべく県道から入りして、大型車は農道から入らないように指導していただきたいと思います。

○11番委員 (○○○○○)

農道の方が若干、車幅が狭い状態で、出入りは、県道側という話はもらっておりまます。あとは、事務局の方でもう1回、農道からの出入りは普通自動車ぐらいにしてくださいと念押しをしてもらえれば助かります。

○事務局 (○○○○○係長)

今から県の方に進達をしていきます。許可がでた際は、窓口で申請人の方に指導をしておりますので、それでよろしいでしょうか。

○5番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第81号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第82号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○16番委員 (○○○○○)

末吉11号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は橋野坂之上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が畑、北が道を挟んで宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、一般住宅は平成7年、獣医病院は平成15年に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第1種農地ですが、不許可の例外である農業用施設等に該当します。一般住宅、獣医病院、農機具置場、牛舎、倉庫、ヤギ小屋として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難であると思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第82号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第83号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○10番委員 (○○○○○)

末吉3号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は宮之脇自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道を挟んで畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は第2種農地に該当します。計画面積として、全体面積155m²に農業用倉庫を整備するものであり、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等は、雨水のみで水路へ放流するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、転用目

的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が155m²で、転用許可を要しない200m²未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

末吉4号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は新武田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済みです。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、全体面積135m²に農業用倉庫を整備しており、同種施設の規模状況からみて適當だと思います。排水等は、雨水のみで自然流下するもので適當と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作が不能となる面積が135m²で、転用許可を要しない200m²未満の農業用施設に該当することから、用途変更やむを得ないとする意見の一一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第83号農地の用途変更届については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第84号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉113は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉114及び115は、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉116は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅117は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅118は、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部119は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長 (○○○○○会長)

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○10番委員 (○○○○○)

末吉91は継続でお願いします。

○11番委員 (○○○○○)

大隅92も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部93も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部94から99までも継続でお願いします。

○18番委員 (○○○○○)

末吉101も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉102、103も継続でお願いします。

○5番委員 (○○○○○)

財部104、105も継続でお願いします。

○1番委員 (○○○○○)

末吉106も継続でお願いします。

○9番委員 (○○○○○)

末吉107、108も継続でお願いします。

○18番委員 (○○○○○)

末吉109、110も継続でお願いします。

○2番委員 (○○○○○)

大隅111も継続でお願いします。

○6番委員 (○○○○○)

財部112も継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変、御苦労様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第85号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年12月31日始期分を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

本件については、議事参与の制限に該当する534から542までを除いて、審査して差し支えありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

農地バンクにおいても、受手に不耕作黄色があった場合、再設定、新規の設定はできるのかどうか、伺います。

○事務局 (○○○○○係長)

そこについては、農政課とも協議を4月と5月にさせていただいて、A判定、B判定があった場合は、そこについては、必ず確認をするようにということで協議はしております。今回、確かにAとBが若干見受けられたので、各支所の方に確認をして、大丈夫だということで、確認はとらせていただいたところです。

○5番委員 (○○○○○)

借りる畑じゃなくて、自分で経営している畑に不耕作の黄色とかあった場合、再設定とか新規設定ができるのか、どうかということです。

○事務局 (○○○○○係長)

そこについても、農政課とは協議してA、B、無断転用があった場合は、指導のお願いはするようについて打合せはしているところです。

○5番委員 (○○○○○)

できるか、できないか。

○事務局 (○○○○○係長)

後ほど、また御説明しますけど、中間管理の事前確認表を修正も加えて御配りさせていただいておりますので、後ほど説明もさせていただきたいと思います。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○5番委員 (○○○○○)

はい。

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年12月31日始期分は、議事参与の制限に該当する9件を除いて、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、534を議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年12月31日始期分の534は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、535から539までを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年12月31日始期分の535から539までは、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

ここで、○○○○○委員は議事参与制限のため退席願います。

(○○○○○委員 退席)

○議長 (○○○○○会長)

続いて、農地中間管理権及び利用権設定の一括方式について、540から542までを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第85号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、令和7年12月31日始期分の540から542までは、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席願います。

(○○○○○委員 復席)

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第10号合意解約等の報告については、議案書の32ページから37ページまでを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

ここで、事務局から説明があります。

○事務局 (○○○○○局長)

報告第10号合意解約等の報告について、説明いたします。議案書の35ページになります。農地法第3条許可申請の取下げ願いについて、財部1号は、先月の総会で○○○○○委員から報告があつたように、渡人は、他人ではなく、兄弟の子供に譲る考えであったということで、取下げとなつたものです。次に、議案書の36ページになります。促進計画の変更4件については、末吉2号は、農地中間管理機構の買入れについて、申請人と、なかなか連絡が取れず、必要書類の完備に遅延が生じたため、10月移転分から11月移転分に変更となるものです。大隅3号、財部4号及び財部5号は、それぞれの事由欄記載のとおり、提出された促進計画の内容に誤りがあつたものです。議案書の37ページは、ただいま説明したとおり、所有権移転が10月移転から11月移転、面積及び地目の修正に伴う変更後の10月1日始期分の促進計画案集計表となります。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○16番委員 (○○○○○)

弥五郎どん祭りの寄附金協力について

○議長 (○○○○○会長)

ほかにありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に、事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

10月、11月の行事予定及び改選に伴う意向調査回答書の提出について

○事務局 (○○○○○次長)

タブレットフィルムの配付、地区別最適化推進会議欠席委員への資料配付及び欠席届の提出について

○事務局 (○○○○○係長)

特別現地調査日程、中間管理事業の申請前確認表の修正、市長への提言案の確認及び非農地判定対象農地の手続状況について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和7年第10回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。御苦労様でした。

令和7年10月20日（月）午前11時00分閉会

(議事録署名委員)

会長

委員

委員